

注 意 事 項

落札決定方式は、低入札価格調査制度とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項及び大洲市契約に関する規則第16条第1項の規定により、最低価格の入札者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準がある。
- (2) 基準に基づく具体的金額である調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了し、その者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した上で、落札者を決定し、その結果を後日通知する。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。